

## 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成 20 年）

平成 20 年 12 月 3 日  
行政減量・効率化有識者会議

### I. はじめに

独立行政法人の見直しについては、昨年、行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、8月末までに主務大臣から提出のあった整理合理化案を受け、49法人からヒアリングを行う等精力的に議論を重ね、11月27日に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」を取りまとめた。

政府は、この指摘事項に基づき、さらに検討を重ね、12月24日に「独立行政法人整理合理化計画」（以下「計画」という。）を閣議決定した。

有識者会議は、計画に基づき、計画の実施に係る全体の取組状況について、フォローアップを行う任にある。このため、有識者会議では、本年3月以降本日まで14回の会議を開催し、22法人（延べ37法人）からヒアリングを行うなど、個別法人の見直し状況について議論を行った。また、各府省を通じ、8月末時点の詳細な進捗状況調査を行うとともに、総務省及び官民競争入札等監理委員会から計画事項に係る主務大臣及び各独立行政法人の取組状況について報告を聴取するなど、計画のフォローアップに取り組んできた。

以下は、有識者会議として、計画策定から1年近くが経過した現時点における進捗状況及びこれまでの有識者会議における主要な議論を取りまとめたものである。

### II. 整理合理化計画のフォローアップ（各独立行政法人について講ずべき措置）

#### 1. 個別の独立行政法人の進捗状況

##### (1) 組織の在り方を検討すべき法人

###### ①雇用・能力開発機構

計画では、「法人自体の存廃について1年を目処に検討を行う」ことが明記され、主務省において、「雇用・能力開発機構のあり方検討会」を開催し、雇用・能力開発機構の在り方について検討を行っているところである。

有識者会議としては、本年4月以降、関係者からヒアリングを行い、9月17日には、「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」を取りまとめた。

また、現在、機構の財源負担者であり利用者でもある中小企業者等からのヒアリングも行っているところであり、これらの議論を踏まえ、今後、政府において成案を得るべく調整がなされることを期待する。

###### ②国民生活センター

計画では、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後のセンターの在り方を検討し、平成19年度内に結論を得ることとされたが、政府において消費者行政を統一的・一元的に推進するための新組織の在り方を検討する中で、センターの位置付け・役割も検討がなされ、「消費者行政推進基本計画」が本年6月27日に閣議決定された。この中で、センターは、国の中核的実施機関として、消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E Tの刷新、事故情報データベースの創設などシステム整備を加速し、広域的な消費者紛争の解決（A D R）のための体制整備を進めることとされ、平成21年度予算要求等において所要の措置が計上されている。

この間、有識者会議としては、3回のヒアリングを通じて、苦情相談情報の収集・

分析・共有の迅速化、地方の消費者行政の体制整備にあたっての消費者行政関係の独立行政法人の人材の有効活用、民間ADR等の活動を妨げることがないように、取扱う紛争の明確化等を指摘してきた。

今後は、P I O - N E Tなどのシステムを有効活用し、関係機関との情報共有・連携強化を進め、消費者問題の一元的な相談窓口として迅速に対応し、国民の要請に応えることが期待される。

### ③空港周辺整備機構

計画では、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行い、事業量の推移も踏まえ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得ることとされている。また、各事業については、廃止または縮減する方向で検討することとしている。このうち、代替地造成事業については、平成21年度中の廃止に向け調整中となっている。また、空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについては検討中となっている。

このように、一部の事務及び事業の見直しについては既に取組が具体化しているが、組織の在り方も含めた残余の見直しについても、平成22年度までの早期に結論を得る必要がある。

### ④都市再生機構

計画では、機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとされている。これを受け、本年9月、主務省において、現状分析及び機構が今後果たすべき役割並びにその役割を踏まえた組織見直しについての論点を整理するため、「都市再生・住宅セーフティネットのあり方に関する検討会」が設置され、議論が開始されたところである。

有識者会議としては、これまでに3回のヒアリングを行い、機構と関連会社等の関係及び機構への財政支出について議論を行った。

関連会社の剰余金については、最終的には国民全体に利益が還元されるよう、機構の繰越欠損金を縮減する形で機構に返還すべきであると指摘した。また、計画が関連会社等を含めた機構全体の事業の実施の在り方について抜本的な見直しを求めていることに関連し、随意契約の見直しにより今後原則として全て一般競争入札等に移行すること及び関連会社等への再就職の斡旋が行われなくなることから、そもそも関連会社を維持する必要がなくなるのではないかと、不要なものについては株式を売却していくべきではないかと指摘した。

機構への財政支出については、出資金（平成21年度要求額、551億円）に関し、その運用益を家賃減額等に充てるために資本金の積み増しを国に求めるだけでなく、随意契約見直し等の更なる経営努力によっても捻出すべきではないかと指摘した。

今後は、「都市再生事業の事業実施基準」や「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」についての評価を含む都市再生事業及び賃貸住宅事業等の事務・事業の見直し状況のフォローアップを継続しつつ、平成22年12月までに結論を得ることとされている組織形態に関する検討状況につきヒアリングを行い、行革の観点から適切な結論の形成に向け積極的に関与していく。

### ⑤住宅金融支援機構

計画では、新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとされている。これを受け、本年3月、国土交通省において、住宅金融における公的役割及び住宅金融市場を補完する組織形態等について

の論点を整理するため、「住宅金融のあり方に係る検討会」が設置された。同検討会は本年6月、第一次論点整理を示し、更に議論を進めているところである。

有識者会議としては、2回のヒアリングを行い、機構への財政支出及び機構の金融資産について議論を行った。

機構への財政支出については、出資金（平成21年度予算要求額、1,176億円）に関し、その運用益を金利引下げ等に充てるために資本の積み増しを国に求めるだけでなく、自らの経営努力によっても費用を捻出すべきではないかと指摘した。更に、金利優遇策が民業に与える影響についても検討すべきと指摘した。また、収支差補給金等（平成21年度予算要求額、1,314億円）に関し、平成21年度に逆ザヤが解消することに伴い、その支給を早期に終了すべきではないかと指摘した。

機構の金融資産については、団体信用生命保険業務に関し、多額の積立金（平成19年度末、3,495億円）を持ち続けてまで、機構が当該業務を行う必然性がないのではないかと指摘した。

今後は、証券化支援業務等の事務・事業の見直し状況のフォローアップを継続しつつ、平成21年12月までに結論を得ることとされている機構の在り方に関する検討状況につきヒアリングを行い、行革の観点から適切な結論の形成に向け積極的に関与していく。

## **(2) 本年中に廃止・統合等の大幅な見直し措置を講じた法人**

### **①緑資源機構**

計画に沿って、平成19年度限りで法人が廃止された。森林総合研究所に承継された水源林造成事業については、計画に基づき、費用便益分析の方法の在り方を抜本的に検討するとともに、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直すことが肝要である。

### **②通関情報処理センター**

計画に沿って、本年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社として民営化された。

その際、コンプライアンス体制の充実を図るため監査役会及び会計監査人を設置するとともに、経営計画や利用料金等を検討する「経営諮問委員会」が設置された。

### **③国際協力機構**

本年10月1日の、国際協力銀行の海外経済協力部門との統合（関係法律は平成18年11月改正）に際し、計画に沿って、在外事務所の一本化を行った。今後、新体制での人事・給与制度の一本化等を確実に実施し、業務の効率化を図り、統合効果が最大限に発揮されるよう取組を行うことが必要である。

## **(3) その他の見直しを行う法人**

### **①日本万国博覧会記念機構**

計画では、大阪府とともに今後の組織のあり方を検討し、府の納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止するとされている。これを受け、主務省と大阪府との合同の検討の場として「(独)日本万国博覧会記念機構の組織の在り方についての懇談会」が設置された。本年9月10日に第1回懇談会が開催され、現在検討が進められている。

有識者会議としては、当面、同懇談会の議論を踏まえた主務省及び大阪府の対応について注視するとともに、主務省に対して適切な時期に進捗状況を聴取し、必要な指摘を

行っていくこととする。

また、環境・公園に関する事業に重点化するため、予算の重点化や審査体制の再編が行われた。さらに、業務の民間委託については、一部開放されたものの、今後も民間委託を拡大し、コスト削減を行っていくことが必要と考えられる。

## ②日本学生支援機構

計画では、奨学金貸与事業について、延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じることとされている。

この計画は、そもそも奨学金事業は、約 2,200 億円の延滞債権（うち返還期日がきているのは 645 億円）が発生し、増加する滞納分が税金投入に付け回しされる構図となっており、抜本的な業務の効率化と回収強化が必要な状況にあることを極めて重大な問題と捉えて策定されたものである。

機構では、計画を受けて、抜本的な対策を策定すべく、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し、検討を行ってきたところ、同会議において、本年 6 月、法的措置の徹底等の方策を盛り込んだ報告がまとめられた。

主務省及び機構では、この報告を踏まえ、サービサーへの回収委託の拡充、支払督促申立等の法的措置の早期化、住所調査の強化等により、平成 23 年度までに延滞債権の半減を目指すこととしている。

この間、有識者会議としても 2 回のヒアリングを通じて、回収率が低位な理由の徹底的な分析を行うとともに、融資審査の厳格化、大学別返済率の公表をはじめ、在学中指導の強化、給与天引きの実施等各般の取組を促してきた。

また、主務省における延滞債権の半減という目標自体は積極的に評価し得るものの、そもそも、真に支援が必要な学生に限定するため、家計支持者の年収・所得基準の見直しを行うなどにより、奨学金事業の対象のこれ以上の拡大を避けること、「半減目標」の実現可能性にはなお疑問も残るため、これを確実に実現するためには、既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大、信用情報機関の活用等更なる抜本的な対策を早急に講じるとともに、大学との連携の一層の強化、学生の意識の醸成を図るべきであることを重ねて指摘してきた。

今後、主務省及び機構においては、これら指摘を踏まえた具体的かつ有効な対策を早急に明らかにし、平成 21 年度予算や次期中期目標・中期計画に反映するとともに、次期中期目標・中期計画においては、奨学金の回収強化に重点を置き、人件費をはじめとする他の経費の削減を引き続き進め、奨学金事業の一層の効率化に向け、不断に見直しを続けていくことが重要である。

## ③日本スポーツ振興センター

計画では、スポーツ振興投票事業について、①売上向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めること、②その上で、スポーツ振興くじ（toto）の売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成 21 年度末を目途に、投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得ること、③その間にあっても、toto の売上げの低迷により繰越欠損金が増加し、債務返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことのないよう、投票事業について原点に立ち返った抜本的見直しを行うこととされている。

toto の平成 19 年度の売上は、前年度を 500 億円上回る 637 億円となり、繰越欠損金は平成 18 年度末の 264 億円から 96 億円まで減少し、助成財源として 15 億円が確保された。また、本年度についても、11 月 23 日の時点で売上は 742 億円に達し、長期借入

金は既に完済された。また、繰越欠損金の早期解消、スポーツ振興に対する助成の確保の見直しも立っている。

このように投票事業の売上が好転している中ではあるが、有識者会議としては、投票事業に要する経費節減、スポーツ振興に対する安定的な助成の確保等について指摘を行ってきた。

今後、主務省においては、事業の運営経費の節減や公開を行うとともに、早急に事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討していくことが重要である。

#### ④農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センター

計画では、先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、3独法を一体化し統合することとされている。その後、平成23年度からの統合に向けて検討体制を整備するなど準備が進められている。有識者会議としては、統合効果を発揮するために、前倒しできる取組は早期に行うべき等の指摘を行ったところであり、各独法の研究活動の融合化を図り、統合へ円滑に移行できるよう、共同研究や人事交流を前倒して実施するとともに、統合メリットが発揮されるよう、研究予算の重点配分や、間接部門の合理化が実現されるよう取り組んでいくことが必要である。

#### ⑤日本貿易保険

計画では、貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図ることと、経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとされている。その後、貿易保険への民間事業者の参入の拡大や全額政府出資の特殊会社化への移行に向け、産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会にて検討が行われ、計画に沿った内容の法人や貿易保険の今後の在り方に関する報告が行われた。また、(財)貿易保険機構への委託契約は、同機構が解散となったため、日本貿易保険において業務が実施されている。有識者会議としては、株式会社化の際に国の関与が過度に強くないこと、社外役員への外部有識者の登用及び意思決定過程における情報公開の確保等の指摘を行ったところであり、今後は、これら指摘を踏まえ、特殊会社化に向けた法律改正案の作成等を行っていくことが必要である。

#### ⑥国際観光振興機構

計画では、海外における機能強化、海外事務所のパフォーマンスを評価する明確な指標の設定、活動成果の指標設定、日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携の強化等を行うこととなっている。これを受け、本年4月に国際交流基金と、8月に日本貿易振興機構との間で連絡会を開催し、海外事務所の業務連携強化に向けた取組の方向性について検討を開始する等の措置が実施された。

有識者会議としては、訪日外国人の増大への貢献度を表す指標作成等を指摘したところであり、今後は、指摘事項を踏まえ、平成22年度を目途に、日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化するとともに、海外事務所のパフォーマンスを評価する指標の導入を行う必要がある。

## 2. 個別法人の措置全体の進捗状況

### ①主務府省に対する調査結果（平成20年8月末時点）の概要

計画においては、101の独立行政法人について、「事務及び事業の見直し」、「組織の見直し」及び「運営の効率化及び自律化」の観点から、法人の役割や実情等に応じ、約740の取り組むべき事項が掲げられており、これらについては、個別に期限を設けているもの等を除き、原則として平成22年度末までに措置することとされている。

これら事項に対する本年8月末時点の主務府省の取組の現状、達成状況及び達成時

期について、行政改革推進本部事務局の調査によると、既に 35%の事項が「達成済」となっている。

また、調査時点で達成未済であっても、本年度末までには全体の約 60%のものは達成が見込まれ、計画における「原則的な措置期限」である平成 22 年度末までには 90%以上のものが達成される見込みとなっている。

他方、残り 10%近くの事項については、達成時期が平成 23 年度以降となっているもの、「次期中期目標期間中」として達成時期を特定できないもの、利害関係者の同意などの前提条件が付されており、現時点でその動向が明言できないものとなっており、計画に定められた事項が実施できないとしている府省はなかった。

ただし、達成の見込みがあるとされている事項であっても、具体の取組を開始しているとしている府省もあれば、引き続き検討しているとしている府省もあり、その対応には幅が生じている。

## ②達成済みの事項の例（上記 1. に記載したものを除く。）

### ・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構

本年 3 月に、コンプライアンス体制の整備、内部統制・ガバナンスの充実を図るため、新たな組織規程を策定し、理事長の補佐体制の強化、事業部門と財務部門の分離が行われた。

### ・ 国際交流基金

計画では、美術交流国内助成、国内公演助成及び国内映画祭助成について、平成 21 年度中に廃止するとされていたところ、既に本年 3 月をもって廃止を決定し、平成 21 年度公募プログラムガイドライン（申請公募の案内）から削除した。

### ・ 造幣局

平成 19 年度末をもって、民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造から撤退した。

### ・ 国立印刷局

平成 19 年度末をもって、民間と競合する市販用白書及び自動車保管場所標章の印刷から撤退した。また、小田原健康管理センターについて、平成 19 年度末に廃止された。

### ・ 国立科学博物館

計画では、学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて本年度を目途に終了するとされていたところ、平成 20 年 3 月をもって措置された。

### ・ 物質・材料研究機構

本年 7 月に、企業との共同研究を推進するための組織を機構内に設置し、次世代自動車に必要な二次電池、高強度車体材料等の共同開発が開始された。

### ・ 福祉医療機構

計画では、福祉医療貸付事業の新規融資額の削減目標を次期中期目標等に具体的に明示するとされていたところ、本年 4 月に策定された第 2 期中期目標において、平成 17 年度比で 20%縮減することとされた。

### ・ 国立病院機構

本年 4 月に、監査機能の強化を図るため、監事 2 名のうち 1 名が常勤化された。

### ・ 種苗管理センター

本年 3 月に、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務が廃止された。

### ・ 農林漁業信用基金

計画では、林業寄託業務について、本年度から貸付枠を従来の 38 億円から 20 億円

以下に縮減するとされていたところ、本年度において貸付枠が 17 億円に設定された。

・ **工業所有権情報・研修館**

自己収入拡大のため、平成 19 年度中に地方自治体及び独立行政法人職員向け知的財産権研修等の有料化が実施された。

・ **製品評価技術基盤機構**

外部人材を製品事故調査員として、本年 8 月時点で 25 名（平成 19 年 12 月時点では 18 人）委嘱し、本年度末には約 30 人に増員する予定とされた。

・ **土木研究所**

計画では、平成 21 年度までに既存研究組織を統廃合して新たなニーズに応じて研究組織を設置するとされていたところ、既に本年 4 月をもって措置（構造物メンテナンス研究センターの設置）が行われた。

・ **航海訓練所**

乗船実習の一部に義務づけられている帆船実習について、本年 7 月に関係法令が改正され、その義務付けが廃止となった。

**③今後の課題**

このように、府省の取組のうち、達成済とされているものを中心に一定の前進が確認された。特に、一部の取組については、現下の社会経済情勢を踏まえ、喫緊の課題に対応するべく前倒しで措置を講じるなど意欲的なものも見られる。

他方で、措置すべき事項の中には、現時点では取組が緒に就いたばかりであったり、いまだ具体的な作業に着手されていないものもある。

これらについても、計画に定められた期限にとらわれることなく、可能なものは早期に着手し、所期の成果を得ていくことが期待される。

有識者会議としては、国民生活にとって必要なサービスは確保しつつ、無駄を徹底して排除するという独立行政法人改革の原点を踏まえ、今回指摘した法人、あるいは事務・事業等のもとより、主務府省におけるすべての取組について、引き続き厳しく評価・監視を行っていくこととする。

**Ⅲ. 整理合理化計画のフォローアップ（独立行政法人に関し講ずべき横断的事項）**

**1. 保有資産の見直し**

**(1) 実物資産**

**①計画に基づく売却等対象資産の処分状況**

計画に基づき、各法人は、平成 18 年度簿価で 6,000 億円を超える実物資産について処分を行うこととしている。

このうち、本年 8 月末までに処分に至ったものは 29 件となっている。その内訳は、国が承継したもの 4 件、売却したもの 22 件（処分額 23 億円）、その他 3 件となっている。

**②計画に基づく売却等対象資産以外の資産の処分状況**

①の計画での売却等対象資産以外の資産についても、既に処分に至ったものがある（10 件）。このうち、5 件は売却処分を行っており、その収入は 43 億円となっている（産業技術総合研究所の中国センター：40 億円）。

また、計画では、売却等対象資産以外の資産について、保有の必要性について不断に見直しを実施することとされている。資産保有に関する判定基準の策定作業を行っ

ている法人（労働者健康福祉機構）があるなど一定の進捗が見られる。

### ③計画策定以前の資産の処分状況

計画が策定された平成19年末以前に処分された実物資産についてみると、93件について売却などの処分が行われている。その処分額の合計は442億円であり、現行の独立行政法人通則法に基づく中期目標期間終了時の国庫納付額は72億円となっている。

### ④今後の課題

実物資産の処分については、まずは6,000億円超の資産処分を確実に進めていく必要がある。また、それら以外のものについても、資産保有の必要性について不断の見直しが行われるべきである。その際、保有する合理的理由がある場合であっても、施設の他法人との共同保有・共同利用の促進等資産の有効活用、さらには資産圧縮のための方策について、検討していくことが求められる。これらの見直し状況については、計画にあるとおり、監事監査、評価委員会の事後評価により、適切にチェックされることが必要である。

また、資産処分は売却収入の確保に配慮しつつ円滑に行い、その処分により得られた収入がある場合には速やかに国庫に納付されるべきである。しかしながら、現行の独立行政法人通則法では、個別法に特段の定めのない限り、国からの出資見合いの資産を現物で国庫納付することはできず、又、当該資産を売却しても簿価に相当する額が法人に留保され国庫納付されないなどの問題がある。こうした問題を解決するためには、独立行政法人通則法を改正し、国費で取得した財産のうち不要となったものについて、現物や売却収入による国庫納付を義務付ける等の規定整備が不可欠である。政府として、4月及び5月に改正法案を国会提出したところで、この法案が成立すると、平成19年以前の売却収入のうち、250億円程度が追加的に国庫納付されることが見込まれている。

## (2) 金融資産

計画において金融資産の見直しを進めることに加え、上記のように独立行政法人通則法が改正されれば、国の出資等に係る不要財産の処分・国庫納付と減資の仕組みが導入されることとなることから、有識者会議として、金融資産の見直しの視点を整理しつつ、8法人について金融資産の圧縮やその国庫納付の可否等についてヒアリングを行うなど、独立行政法人の資本金、剰余金の在り方を中心に検討を行った。

この結果、有価証券の形となっている過去の実物資産の売却収入について、独立行政法人通則法が改正されれば250億円程度の国庫納付が可能であること、また、利用の僅少な債務保証のための基金などについても、国庫納付可能とするものが認められた。このほか、都市再生機構や住宅金融支援機構の予算要求、水資源機構の金利変動準備金等について、真に必要な等について議論を行った。

有識者会議としては、今回、保有する金融資産の大きい法人を中心に議論を行ったが、本来、すべての法人において、金融資産の見直しが継続的に行われるべきである。このため、別添のとおり法人の保有する金融資産の見直しについて、提言を行うこととする。

## 2. 独立行政法人改革法案

計画に盛り込まれた措置を具体化するため、政府は、独立行政法人改革法案（「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」）を取りまとめ、第169回国会に提出した。



提出された法案は、①内閣全体として一元的な評価機関により全ての独法を評価する仕組みの導入、②理事長・監事の任命の際の内閣承認、候補者の公募手続原則等の導入、③監事等の職務権限の明確化、④国費で取得した不要財産の国庫納付の義務付け、⑤非特定独立行政法人の役職員の再就職規制の導入、という5つの柱からなるものである。

有識者会議においても、法案の策定段階において2度議論を行い、特に、一元化される評価機関の在り方、理事長選任時の公募制の導入などについて指摘を行った。

この法案は、計画に盛り込まれた事項を反映しており、より適正・透明な法人の業務運営を可能とするものである。しかしながら、現時点では、国会において継続審議扱いとなっている。先の保有資産の見直し（Ⅲ．1．参照）のところでも触れたが、政府は、この独立行政法人改革法案の成立・実施に向け最大限の努力を払うべきである。

### 3. その他の横断的事項

#### (1) 随意契約の見直し

計画では、各法人が随意契約によることができる限度額の基準等について、平成19年度中に国と同様のものとする事とされ、実際すべての独立行政法人において期限内に達成された旨の報告を受けている。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性、透明性が確保されているか否かが問題となる。これについては、第三者による監視や検証を実施している例（家畜改良センター、国際協力機構）が見られた。

今後は、各法人が策定した随意契約見直し計画を着実に実施し、競争性のない随意契約の削減を早急に進めていくとともに、本年11月7日に公表された会計検査院の検査報告の指摘事項も踏まえ、契約の適正な実施に向けた取組を進めるべきである。

#### (2) 給与水準の見直し等

事務・技術職員の平成19年度の対国家公務員指数は、年齢勘案で107.3ポイント、年齢・地域・学歴勘案で105.6ポイントであり、それぞれ前年度に対して0.1ポイント減少しているが、事務・技術職員の給与水準は、依然国家公務員より高い傾向にある。

この点に関し、事務・技術職員の平成19年度の給与水準が、国を上回るすべての法人において、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定し給与水準の適正化に計画的に取り組むとの報告を受けた。

これによると、平成22年度末までに、対国家公務員指数（年齢勘案）で最大17ポイント、平均3ポイントが減少し、また、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で最大22ポイント、平均2ポイントの減少が見込まれる。

今後は、こうした措置について、各法人が自主的に取組を進めていくことが期待される。

#### (3) その他

本年10月時点の官民競争入札等の導入に係る進捗状況について官民競争入札等監理委員会から、報告を聴取した。

また、来年度予算要求に関し、各法人に関する予算要求の状況について報告を受けた。

そのほか、研究開発独立行政法人を巡る最近の動きとして、先の通常国会で成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）について、説明を受けた。

#### 4. 横断的事項全体の進捗状況

本年8月末時点の各府省及び各法人の取組状況調査のうち、横断的事項についてみると、「達成済」との回答が7割を超えている事項が65%あり、全体としては各法人の取組が進捗している状況が窺え、評価できる。

他方で、努力すべき措置との位置付けではあるものの、常勤監事を設置していない法人での同設置については、4割の法人がマネジメントの肥大化や人件費の増を理由に措置困難としている。また、「措置予定」と回答のあったものの中には、計画で原則平成22年度末までに措置するとされているにもかかわらず、23年度以降に措置予定としているものも散見される。これらについては、真に措置が困難なものか否か、また、措置を前倒しで実施できないかといった点を真剣に検討すべきである。

また、今回の調査で既に「達成済」とされている事項についても、真に計画の趣旨を踏まえたものとなっているか、さらなる措置が必要か否かについて、評価委員会等による厳しいチェックが不可欠と考えられる。

いずれにせよ、各法人は、計画に盛り込まれた措置の取組を加速させるとともに、他の法人や民間の法人の取組も参考にし、さらに積極的に業務運営の効率化・自律化に取り組むことが期待される。

#### IV. 平成21年に向けて

昨年11月27日の指摘事項では、有識者会議として、政府における無駄を徹底して排除することが重要であると指摘した。無駄の排除については、国民の関心も高く、政府として取り組むべき課題となっており、政府では、行政支出総点検会議を設置し、公的支出の在り方について多角的な検討が行われた。独立行政法人向け財政支出についても、計画を着実に実施するとともに、無駄を徹底して排除することにより、計画を踏まえた初年度であった本年度と同じように財政支出の削減につなげていく必要がある。

また、独立行政法人は、公的セクターの重要な一員である。各法人は、事務・事業やその実施手法について適切に見直し、また改善していくことを通じ、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせる」という独立行政法人本来の目的・機能を果たし、今後とも安定的に国民の期待に応えていくことが求められる。

そのため、有識者会議としては、計画の確実な実施について、引き続き点検・監視していくこととする。政府及び各法人にあっては、今回の指摘も踏まえ、計画の実施に向けた取組を徹底・深化していくことを求めたい。

行政減量・効率化有識者会議の開催状況  
 (「独立行政法人整理合理化計画」フォローアップ)

第 48 回 (H20. 3. 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームにおける政策金融改革の検討状況について</li> <li>・①国民生活センター</li> <li style="padding-left: 20px;">②緑資源機構</li> <li>・独立行政法人通則法改正法案（仮称）の検討状況について</li> <li>・今後のフォローアップの進め方について</li> </ul>
第 49 回 (H20. 4. 10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①雇用・能力開発機構</li> <li>・②国際協力機構</li> </ul>
第 50 回 (H20. 4. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①通関情報処理センター</li> <li>・②日本学生支援機構</li> <li>・③国際観光振興機構</li> <li>・独立行政法人通則法改正法案（仮称）の検討状況について</li> </ul>
第 51 回 (H20. 5. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策金融機関からのヒアリングについて</li> <li style="padding-left: 20px;">①日本政策金融公庫</li> <li style="padding-left: 20px;">②日本政策投資銀行</li> <li style="padding-left: 20px;">③商工組合中央金庫</li> <li>・①農畜産業振興機構</li> <li style="padding-left: 20px;">②雇用・能力開発機構</li> </ul>
第 52 回 (H20. 6. 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権改革に係るヒアリングについて</li> <li style="padding-left: 20px;">①地方分権改革推進委員会事務局からヒアリング</li> <li style="padding-left: 20px;">②県知事からのヒアリング</li> <li>・①年金積立金管理運用独立行政法人</li> <li style="padding-left: 20px;">②国民生活センター</li> </ul>
第 53 回 (H20. 6. 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①日本スポーツ振興センター</li> <li>・②日本貿易保険</li> <li>・③都市再生機構</li> </ul>
第 54 回 (H20. 7. 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①雇用・能力開発機構</li> <li>・②住宅金融支援機構</li> <li>・政策金融改革のフォローアップについて</li> <li style="padding-left: 20px;">○公営企業金融公庫</li> <li>・独立行政法人の給与水準等について</li> <li>・今後のフォローアップの進め方について</li> </ul>
第 55 回 (H20. 9. 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①雇用・能力開発機構</li> <li>・②国際協力機構</li> <li>・独立行政法人の保有資産の見直しについて</li> </ul>
第 56 回 (H20. 9. 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①雇用・能力開発機構</li> <li>・②農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センターの統合について</li> </ul>

<p>第 57 回 (H20. 10. 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①国立印刷局・造幣局</li> <li>②水資源機構</li> <li>③国民生活センター</li> <li>・ 20 年 8 月末時点フォローアップ調査の結果概要について</li> <li>①21 年度概算要求等</li> <li>②個別法人について講ずべき措置</li> <li>③横断的事項</li> </ul>
<p>第 58 回 (H20. 10. 20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①都市再生機構</li> <li>②住宅金融支援機構</li> <li>③中小企業基盤整備機構</li> <li>・ 研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き</li> <li>・ 官民競争入札等監理委員会からの報告</li> </ul>
<p>第 59 回 (H20. 11. 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①都市再生機構</li> <li>②情報通信研究機構</li> <li>③農畜産業振興機構</li> <li>④勤労者退職共済機構</li> </ul>
<p>第 60 回 (H20. 11. 19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①雇用・能力開発機構</li> <li>②日本学生支援機構</li> <li>③水資源機構</li> <li>・ 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成 20 年)の取りまとめについて</li> </ul>
<p>第 61 回 (H20. 12. 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅金融支援機構</li> <li>・ 地方公営企業等金融機構</li> <li>・ 日本労働組合総連合会からのヒアリング(雇用・能力開発機構)</li> <li>・ 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成 20 年)の取りまとめ</li> </ul>

## 独立行政法人の保有する金融資産の見直し

昨年12月に決定された独立行政法人整理合理化計画では、「不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫納付を行う」とされた。さらに、本年に入り、独立行政法人整理合理化計画を受けて独立行政法人改革法案が国会提出されたが、この中で、国の出資等に係る不要資産の処分・国庫納付と減資の仕組みの整備が盛り込まれた。法案が成立すれば、国庫納付されず独立行政法人に留保されている金融資産が、国庫納付できることになる。

有識者会議としては、独立行政法人改革法案の成立を視野に入れ、同法の適用による独立行政法人の金融資産(これに対応する資本金、剰余金)の見直しの方向性について、原点に立ち返って検討した。会議では、保有する金融資産の大きい独立行政法人を中心に取り上げたが、ここでの議論を踏まえて、全ての独立行政法人について、整理合理化計画「Ⅲ. 1. (2) 保有資産の見直し」の一環として、金融資産、資本金、剰余金のあり方を検討するよう提言する。

## (参考) 独立行政法人金融資産の国庫納付による財政貢献

① 行政改革推進本部事務局調べでは、平成20年度の独立行政法人の金融資産からの国庫納付額は(資本金と剰余金の合計で)2,270億円。

- ・ 資本金に係る資産からの国庫納付額: 139億円
- ・ 剰余金に係る資産からの国庫納付額: 2,131億円

さらに、独立行政法人改革法案の成立により、323億円の国庫納付が可能となる。

② 本提言は、独立行政法人改革法案の成立を前提に金融資産と対応する資本金及び剰余金の更なる見直しを行い、今後の国庫納付及び財政貢献の拡大の検討を図るべきというもの。

## 1. 資本金

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有しなければならず、政府はそのために出資出来るとされる一方、独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、一般的には独立採算制を前提としないものとされている。また、独立行政法人は、配当性向や株価で評価されないため、その自己資本の多寡が検証されにくい。

一方、納税者の立場からは、政府出資金について、最小限の資本で最大限の成果を上げるよう資本利用の効率化が強く追求されるべきである。さらに、資本利用の効率化の視点を通じて、独立行政法人が企業的に経営されるよう業務内容や予算全体についての見直しを行うべきである。このような観点からの見直しは、不要な資産の国庫納付による財政貢献に止まらず、独立行政法人の業務運営全体の効率化、さらには、財政支出効果の最大化を通じた財政支出の抑制につながるものであると考える。

### (1) 業務に必要な財産的基礎としての資本金

独立行政法人の業務が金融業務のように損失のリスクを伴うものである場合、国からの恒常的補てんを受けず自律的経営を行おうとすれば、それに見合う資本金の保有が必要となる。独立行政法人は国の信用力を背景としており、民間企業が同様のリスクを伴う業務を行う場合ほどの資本は必要としないことを考慮に入れた上で、必要な資本金を改めて算定し、追加出資の必要性を厳しくチェックするとともに、既存の資本金についても、必要額を上回るのであれば減資するべきである。

一方、基本的に損失が発生するリスクのある業務を行っていない独立行政法人においても、設立の経緯から相当額の資本金を有するケースがある。独立行政法人の業務の運営に必要でない資本金は、減資して国庫納付するべきである。

### (2) 出資、貸付業務の原資としての資本金

独立行政法人が出資業務や低利融資業務を行う場合、当該業務に要する資金を出資により調達しているものがある。予算措置段階では、あくまで使用見込に基づいて国からの出資額を設定しており、また、これまでは減資の仕組みがなかったことから、相当規模の未使用額が発生しても資金が独立行政法人の内部に留保され続けていた。一定期間の事業実施後に使用実績に比べて資本金が過剰になっていないかを検証することが必要であり、今後は、独立行政法人改革法の適用を検討し、資本金が必要額を上回っている場合には、原則として減資と国庫納付を行うこととするべきである。

また、出資金の出資の際想定していた当初の目的・事業と異なる利用を行おうとする場合、新しい事業内容への支出及び出資の適否、緊要性について予算審査を受け

るべきである。

### (3) 債務保証基金

債務保証業務については、これまでの業務見直しを受けて廃止を進めており、その結果として、平成20年度以降の予定として200億円強の資金が国庫返納されることになっている。これまでの見直しの例からも、実績が上がっていない債務保証事業が見られ、債務保証残高が基金額を下回るといった事例もある。中小企業信用保証制度等の類似制度との重複の問題を含めて事業の徹底した見直しを行うとともに、実績が乏しい債務保証業務については、使用見込額と必要基金額を厳しくチェックして必要額を上回る資金を国庫納付するべきである。

### (4) 運用益の活用を目的とした資本金

#### ① 基金の設定

長期継続的に実施する業務について、出資により基金を設定して運用益で各種業務を実施しているものがある。このような運用益による事業では毎年度の事業に必要な予算の50～100倍の資金が必要である。事業の安定的な実施を確保する観点も踏まえつつ、出資によるべきか、または、運営費交付金への組み替えや運用型基金から取崩し型基金(預かり補助金)への組み替えにより、より効率的な資金の利用が可能か検討するべきである。

#### ② 借入金の代替による資本コストの低減化

財投等からの借入金で行う業務を対象に追加出資を行い、資金調達コストを低減する場合がある。借入金で事業を行い財政支出を利子補給に限定すれば、財政負担が大きく軽減されるというメリットを考慮し、財政支出を最小化するとの立場から、安易に追加出資が行われないよう厳しくチェックするべきである。

また、運用益相当分による助成を目的としている場合には、出資ではなく補助金により措置することも考えられる。業務の安定的な実施を確保する観点も踏まえつつ、補助金で措置することができないか、また、そのような補助金による助成が妥当かという考え方で、当該出資の是非が検討されるべきである。

### (5) 資本金による資産取得

独立行政法人の業務に必要な施設等の資産の取得は、基本的には運営費交付金や施設整備補助金により手当されるものであるが、資本金に係る未使用資金を活用することも想定される。これについては、有価証券等として保有している金融資産が不要となっていることが前提になるので、基本的には、当該金融資産を国庫納付するべきであり、このような資産取得については、安易な独立行政法人の業務拡大につながることを厳しくチェックするべきである。

## (6) 実物資産の売却収入

実物資産の売却収入については、現行制度では売却益分が損益計算を経て剰余金(積立金)となり、剰余金は国庫納付される。このため、簿価に相当する売却収入はそのまま資本金として留保されているが、そもそも、業務の運営に必要ななくなった資産であり、全て国庫納付して減資するべきものであることから、独立行政法人改革法案でこの点が過去分に遡って措置されることとなった。今回調査したところ、独立行政法人全体で約 250 億円の国庫納付が予定されていることが判明したが、他方で、代替資産の取得費用に充当する等の理由から国庫納付が予定されていない独立行政法人もあった。必要な代替資産の取得は必ずしも否定されるものではないが、不要資産の売却収入は国庫納付が原則であり、未使用の売却収入(対応する金融資産)があるからといって安易に資産取得に振り向けられることのないよう厳しくチェックするべきである。

## 2. 剰余金

独立行政法人制度上、基本的には、剰余金は毎年度積立金として積み立て、中期計画終了時に主務大臣の承認を得て次期計画で使用するものを除いて国庫に納付するという仕組みになっている。次期計画での事業への充当の適否を検討するに当たっては、独立行政法人の経営努力のインセンティブに配慮しつつ、無駄な予算が次期計画に盛り込まれていないかを厳しくチェックするべきである。また、剰余金等を準備金として積み立てる仕組みに関しては、準備金制度の合理性や積み立て基準について詳しく検討されるべきである。

### (1) 準備金

主務大臣の承認を得て、各種の目的で準備金として積立・保有している独立行政法人があり、その場合、剰余金は国庫納付されない。各準備金の積立基準が明確化されていないと、安易に剰余金が内部留保されることになる。民間実務での負債性引当などを参考に、積立基準や限度額を明確にした上で、準備金として必要な金額を上回る部分は通常の剰余金として扱い、国庫納付するべきである。

### (2) 国庫納付規定の整備

独立行政法人通則法で剰余金の国庫納付手続は個別法で規定するとしているにもかかわらず、法律上の規定がないために国庫納付が行えないものがある。国庫納付規定を置かないことを合理的に説明できるものを除き、速やかに法整備も検討すべきである。



## 有識者会議において委員から出された主な意見

## 1. 資本金

## (1) 業務に必要な財産的基礎としての資本金

## ○ 都市再生機構

- ・ 毎年のように国からの出資金が投入されているが、現在の国の厳しい財政状況を考えるとこのような状況は続けられない。国からの財政支出に頼るばかりでなく、より一層の経営努力をすべき。

## ○ 農畜産業振興機構

- ・ 畜産勘定における資本金は必要最低限の財産的基盤に限定し、残りは国庫返納すべき。独法について、市中銀行から借り入れる際の信用力を補完するために資本金を保有しているという論理は理解しにくい。

## (2) 出資・貸付業務の原資としての資本金、(3) 債務保証基金

## ○ 中小企業基盤整備機構

- ・ 一般勘定の未使用資金は、受取資本金の 1/3 に相当し、今後本当に必要か。保有金融資産については、説明責任が果たせるように、具体的な用途・目的等をもっと説明し、事後評価も適切に行うべき。
- ・ 国費(一般会計からの出資金)を投入しているのだから、国民にわかりやすく、何をいくらかけて行っているのかを示すべき。

## (4) 運用益の活用を目的とした資本金

## ○ 住宅金融支援機構

- ・ フラット35は資本金の運用益により金利引下げを行っているが、優良住宅の取得支援ということであれば、フラット35の金利優遇だけではなく、税などによる政策誘導も図るべき。

## ○ 農畜産業振興機構

- ・ 資本金の運用益を一般管理費等の一部に充てているが、資本金の規模は適切か。

## (5) 資本金による資産取得

## ○ 情報通信研究機構

- ・ 有価証券として保有している資本金のうち不要なものは、まず国庫納付すべきであり、資産の取得等に充当すべきではない。

(6) 実物資産の売却収入

○ 国立印刷局、造幣局

- ・ 保有資産は国民の資産であり、その財産価値を高めることが重要。有効利用と処分価額の最大化を目指して努力すべき。

2. 剰余金

(1) 準備金

○ 水資源機構

- ・ 金利差から生じる積立金の使途の制度設計としては、金利変動に備える資金とすることが合理的である。ただし、現に積立金が積み上がって保有されていることから、これを事業に活用するのであれば、その妥当性について厳しく審査されるべき。
- ・ 金利変動準備金の水準については、統計的にシミュレーションを行えば、妥当な水準が算出できるはずであり、検討すべき。

(2) 国庫納付規定の整備

○ 水資源機構

- ・ 積立金は調達と運用の金利差により発生するとのことだが、機構が積立金を自己の事業のために自由に使えるのは、財政統制の観点から問題があるのではないか。
- ・ 積立金は利益剰余金であり、出資者である国に帰属させるべきもの。債務者の立場にある利水者に必ずしも還元するものではないと考えるべき。また、機構の事業は国から補助金を受けて実施されていることを考えても、剰余金を国庫に戻すことを検討すべきではないか。

(3) 剰余金の活用

○ 国立印刷局、造幣局

- ・ 内部留保された剰余金については、人員削減にも対応できるように、効率化・合理化投資に、適切に活用していただきたい。また、制度設計されたときの前提が変わったときには、剰余金の取扱いについての検討も必要である。

○ 水資源機構

- ・ 剰余金の活用を考えるに当たっては、利水者の負担の軽減・平準化と施設の長寿命化の視点が重要。